

佐賀県告示第 113 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成 28 年 3 月 11 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|--------------|-------------------------------------|-------------------|
| 小田歯科医院 | 唐津市相知町相知 1641 番地 2 | 平成 27 年 12 月 31 日 |
| 至誠会病院 | 佐賀市田代二丁目 7 番 24 号 | 平成 27 年 11 月 30 日 |
| としひこ歯科クリニック | 小城市三日月町久米 1295 番地 2 | 平成 27 年 12 月 28 日 |
| 医療法人清仁会愛歯科医院 | 神崎市千代田町迎島 552 番地 25 | 平成 27 年 11 月 30 日 |
| アイン薬局新鳥栖店 | 鳥栖市原古賀町 3035 番地メ ディカルステージ新鳥栖 1 階 | 平成 27 年 10 月 31 日 |
| 山口長生堂薬局 | 武雄市武雄町大字富岡 8469 番地 3 | 平成 27 年 11 月 30 日 |